

大蔵村上下水道台帳システム整備業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

本実施要領は、上下水道管路台帳のデジタル化を図り、管路施設の効率的及び効果的な管理業務を実現するための上下水道台帳システム整備業務（以下「本業務」という。）において、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案方式）の実施に関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

大蔵村上下水道台帳システム整備業務

(2) 業務内容

- ①簡易水道台帳データ整備
- ②下水道台帳データ整備
- ③維持管理データ整備
- ④システム導入（同時1アクセスライセンス/2台分設定）

※業務内容の詳細については、別紙1「大蔵村上下水道台帳システム整備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙2「機能要求整理表」（以下「機能要求整理表」という。）を参照

(3) 発注者

大蔵村長 加藤 正美

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

3. 見積限度額（令和8年度のデータ整備・システム構築に要する経費）

22,727千円（消費税及び地方消費税額を含まない）

（内訳：簡易水道台帳システム整備9,091千円、下水道台帳システム整備13,636千円）

4. 窓口・問い合わせ先

大蔵村地域整備課上下水道係

住 所：〒996-0212 山形県最上郡大蔵村大字清水 2528 番地

電 話：0233-75-2111（内線 313）

F A X：0233-75-2231

メール：suidou@vill.ohkura.yamagata.jp

5. 事業者の応募方法

一般公募型プロポーザルとする。

6. 参加資格及び条件

- (1) 本プロポーザル手続き開始日前において、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結までの期間において、本村から入札参加資格停止等の処置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）でないこと。また暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) プライバシーマーク又は ISO/27001〔情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）〕の承認・認定を受けていること。
- (7) 提案する上下水道台帳システムは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の LGWAN-ASP サービスリストへの登録又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）等に基づき十分なセキュリティ対策が講じられた製品であること。
- (8) 提案する上下水道台帳システムは、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地域情報プラットフォーム準拠登録製品であること、又はこれと同等の相互運用性（他システムとのデータ連携能力）を有していること。
- (9) 提案する上下水道台帳システムは、国土交通省の『上下水道 DX カタログ』に掲載されている製品又はこれと同等以上の機能・導入実績を有する自社開発製品であること。
- (10) 過去 5 年間に於いて、地方公共団体から元請として、LGWAN-ASP 方式又は ISMAP（日本政府の情報システムのためのセキュリティ評価制度）のセキュリティ要求基準を満たしたクラウドサービスの「上下水道台帳システム（一体型）」を構築した実績があること。

7. スケジュール

本業務に係るスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日程
公告	令和 8 年 5 月 1 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 14 日（木）17 時

質問書の回答	令和8年5月19日（火）
参加申込書の提出期限	令和8年5月26日（火）17時
第一次審査結果通知	令和8年5月28日（木）
企画提案書の提出期限（第二次審査）	令和8年6月11日（木）17時
プレゼンテーション案内通知	令和8年6月12日（金）
プレゼンテーション（第二次審査）	令和8年7月1日（水）
最終審査結果通知	令和8年7月3日（金）
契約内容の協議及び契約	令和8年7月上旬

8. 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、様式1「質問書」にて、令和8年5月14日（木）17時までに電子メールにて提出すること。なお、電子メールで送付する際、質問の件名は「大蔵村上下水道台帳システム整備業務に関する質問書（業者名）」として、電子メールアドレスを明記して送付すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に対して令和8年5月19日（火）までに送付する。なお、回答先は、質問書に記載された電子メールアドレス宛とする。また、公平を期すため、質問記録は質問書を提出した全ての事業者に提示する。

9. 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の参加申込書類を令和8年5月26日（火）17時までに、持参又は郵送（必着）で提出すること。

- ①参加申込書 (様式2)
- ②会社概要 (様式3)
- ③同種実績調書 (様式4)
- ④配置予定管理技術者経歴書 (様式5)
- ⑤配置予定照査技術者経歴書 (様式6)

※管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

※技術者の資格証の写しを含む

10. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

第一次審査を通過した事業者は、仕様書及び機能要求整理表を確認のうえ、次の関係書類を作成し、令和8年6月11日（木）17時までに、持参又は郵送（必着）で提出すること。

①企画提案書の作成

ア) 企画提案書は、正本1部、副本7部を提出すること。なお、企画提案書は、以下の内容を含むものとする。

章	企画・提案項目	記載内容	説明
1	業務実施方針	業務全般に対する考え方	本業務に対する提案者の基本的な考え方を記載すること。
		提案内容の実現性	提案内容の実現性について、実績等を含めて根拠を記載すること。
2	業務実施体制	実施体制	業務実施体制図を記載すること。
		チェック体制	エラー検知等のチェック体制について、具体的に記載すること。
	各種データ整備	データ作成、各種データセットアップ	既存資料を基にした各種データ整備の方法、システム設定の妥当性と運用性について、具体的に記載すること。
3	システム構築	システム構築の考え方	システム構築の考え方を具体的に記載すること。
		上下水道台帳システムの機能概要	本業務で導入する上下水道台帳システムの機能概要について記載すること。
		スケジュール	スケジュール及び本村と事業者の役割分担を記載すること。
		障害等対応	障害時の対応や災害対策として、データ保護やバックアップ対策等のあり方を具体的に記載すること。
4	運用・保守	運用・保守の方針	運用保守の方針を具体的に記載すること。
		運用・保守内容	保守範囲やシステムの稼働監視、ヘルプデスク、アプリケーション保守、オペレーション等のマニュアル作成等について、具体的に記載すること。
		研修	研修に対する実施方針、研修内容、スケジュール等について、具体的に記載すること。
		運用・保守体制	運用・保守体制図を記載すること。また、従事予定者の役職、資格、経験年数、経験実績について、記載すること。
5	独自提案	本村に対して有効な独自提案	本業務で実施する、本村に対して有効な独自提案について記載すること。

イ) 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、簡潔かつわかりやすい表

現で記述すること。なお、専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

ウ) 企画提案書は、表紙・目次を除き 30 ページ（両面印刷で 15 枚）以内にまとめること。

エ) 日本工業規格 A4（縦）として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。ただし、必要に応じて A3 版折り込みも可とするが、その場合は A4 版 2 ページとして数えることとする。

オ) 本文で使用する文字サイズは、図面や表を除き 10.5 ポイント以上とすること。

カ) 仕様書及び機能要求整理表に示した要件以外で、有効と思われる提案（付属システムや機能）があれば記述すること。

②機能要求整理表の記載

ア) 機能要求整理表の留意事項に従い、対応可否及び備考欄に必要事項を記入すること。

③経費見積書

ア) 経費見積書（様式 7）及び任意様式の見積内訳書を提出すること。

イ) 見積価格は、提案内容評価の参考として利用するものであり、必ずしも契約金額とならない。

(2) 提出書類の取り扱い

①提出された書類は、審査の結果にかかわらず一切返却しない。

②提出された書類は、他事業者に提供しない。

③書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

11. 事業者の選定方法

(1) 事業者の選定は、別途定める「大蔵村上下水道台帳システム整備業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）において、あらかじめ定められた「事業者選定基準」に基づき公正に行い、最優秀者と優秀者を選定する。なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

(2) 選定後、最優秀者と本村は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等について協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったのちに、契約手続きに進むものとする。なお、交渉が調わなかった場合には、優秀者に選定された事業者が、改めて本村と交渉を行うこととする。

12. 審査方法

審査の方法は、別紙 3 「事業者選定基準」に基づき、次の 2 段階で実施する。

(1) 第一次審査（事務局審査）

第一次審査は、前述 9. の参加申込書等について、評価基準に基づき客観的に審査し、評価の高い順に第二次審査の参加者を 3 者以内で選定する。選定された者には、その旨

を通知し、企画提案書の作成を依頼する。なお、選定されなかった者に対しても、その旨通知する。審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
基本事項（様式 3～6）	135 点

※技術者の評価（様式 5・6）については、仕様書に定める要件に基づき実施する。

(2) 第二次審査（企画提案・プレゼンテーション）

第二次審査は、企画提案書等及びプレゼンテーション・デモンストレーションの内容を評価基準に基づいて審査し、以下の配点（合計 750 点満点）により総合的に評価し、最優秀者を選定する。審査の結果は、第二次審査に参加した者に文書で通知する。

審査項目	配点
基本事項（様式 3～6）（第一次審査の得点を反映）	135 点
技術評価（任意様式、企画提案書）	185 点
技術評価（任意様式 企画提案書 有益な独自提案）	30 点
技術評価（別紙 2 機能要求整理表）	150 点
価格評価（様式 7 経費見積書）	100 点
プレゼンテーション	75 点
デモンストレーション	75 点
合計	750 点

①プレゼンテーション・デモンストレーションの実施概要は、以下のとおりとする。

日 時：令和 8 年 7 月 1 日（水）予定

場 所：大蔵村役場庁舎内

出席者：各社 5 名以内

時 間：1 社あたり 45 分以内（設営撤収は含まない）

（内訳目安：プレゼン 15 分、デモ 20 分、質疑 10 分）

②プレゼンテーション・デモンストレーションの順番は、審査会の決定によるものとし、開始時間・実施場所等の詳細については、別途通知する。

③デモンストレーションは、提案するシステムの実機（またはテスト環境）を用いて行うものとする。会場及びスクリーンは本村が準備し、プロジェクターやパソコン等の機器類、デモンストレーションに必要な通信環境（モバイルルーター等）は、事業者が準備すること。

(3) 異議申立ての禁止

審査経過及び審査結果に関する質問・異議申立ては、一切受け付けないものとする。

13. その他

(1) 企画提案に要するすべての費用は、事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当した場合、事業者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合。

- ②本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルにかかわる不正な接触の事実が認められた場合。
- (3) 本プロポーザル終了後に、最優秀者から辞退の申し出があったとき又は最優秀者が不適合者であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、本村は損害賠償の責を負わないものとする。
- (4) 事業者選定後、本プロポーザルで提出した見積書以上の追加経費は、原則として認めないものとする。追加費用の必要が生じた場合は、選定を取り消す場合がある。